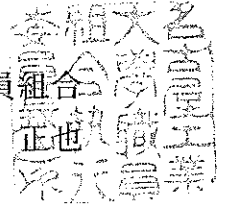


平成 29 年 10 月 6 日

国立大学法人 名古屋工業大学
学 長 鵜飼 裕之 様

名古屋工業大学職員組合
執行委員長 市村



団体交渉の申し入れ

平成 29 年 7 月 13 日付け 4 項目についての団体交渉申入れ書を提出し、8 月 7 日に団体交渉を実施し誠意ある回答をお願いしたところですが、特に、4 項目のうち緊急かつ重大な下記項目について、平成 16 年 12 月 9 日付け締結の「団体交渉に関する労働協約」により、団体交渉を申し入れます。

記

- 労働契約法改正の趣旨を尊重し、パート職員・特任職員等の雇用を 5 年上限から無期転換へ早急に制度化し、該当者に明示・説明することを要求する。